【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】関東財務局長【提出日】平成27年8月19日【発行者名】GLP投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 三木 真人

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター

【事務連絡者氏名】 GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社

常務執行役員CFO 辰巳 洋治

【連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター

【電話番号】03-3289-9630 (代表)【縦覧に供する場所】株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年8月10日(月)開催の本投資法人役員会において、本投資法人の発行する特定有価証券と同一の種類の特定有価証券(以下「本投資口」といいます。)の募集を、米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。)において行うこと(以下「海外募集」といいます。)が決議され、これに従って海外募集が行われることから、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第1号に基づき、平成27年8月10日(月)付で臨時報告書を、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項に基づき、平成27年8月11日(火)付で臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、平成27年8月19日(水)開催の本投資法人役員会において、海外募集の発行数及び募集条件等が決定されたことから、これらに関する事項を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は 罫で示してあります。

(2) 発行数

<訂正前>

118.183□

(注) 本募集の発行投資口総数は197,594口であり、国内一般募集口数79,411口及び海外募集口数118,183口(後記「(5)引受人の名称」に記載の引受人(以下「海外引受会社」といいます。)の買取引受けの対象口数110,241口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買取る権利の対象口数7,942口)<u>を目処に募集を行いますが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、平成27年8月19日(水)から平成27年8月25日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」といいます。)に決定されます。</u>

<訂正後>

118,183□

(注) 本募集の発行投資口総数は197,594口であり、<u>その内訳は</u>国内一般募集口数79,411口及び海外募集口数118,183口(後記「(5)引受人の名称」に記載の引受人(以下「海外引受会社」といいます。)の買取引受けの対象口数110,241口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買取る権利の対象口数7,942口)です。

(3) 発行価格

<訂正前>

未定

- (注1) 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)から平成27年8月 期に係る1口当たりの予想分配金(予想利益超過分配金を含みません。)1,903円及び予想利益超過分配金292円を控除した金額に0.90~ 1.00を乗じた価格(1円未満端数切り捨て)を仮条件とします。
- (注2) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記(注1)記載の仮条件により需要状況等 を勘案した上で、発行価格等決定日に海外募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(本投資法人が海外引受会社より受け取る投資口1口当たりの払込金額)を決定します。

< 訂正後 >

1 口当たり114.174円

- (注) <u>発行価格は、平成27年8月19日(水)(以下「発行価格等決定日」といいます。)に決定されました。</u>発行価額(本投資法人が海外引受会社より受け取る投資口1口当たりの払込金額)は110,247円です。
- (注1)の全文削除及び(注2)の番号削除

EDINET提出書類 G L P 投資法人(E27092) 訂正臨時報告書(内国特定有価証券)

(4) 発行価額の総額

<訂正前>

13,253,041,620円(上限)

(注) 上記「(2)発行数(注)」に記載の海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買取る権利のすべてが行使された場合の上限金額です。海外募集における発行価額の総額は、平成27年8月3日(月)現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。なお、本投資法人が既に発行した本投資口及び本募集における本投資口の発行価額の総額の合計額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の総額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。

<訂正後>

13,029,321,201円(上限)

(注) 上記「(2)発行数(注)」に記載の海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買取る権利のすべてが行使された場合の上限金額です。